

日本材料学会関西支部ポスター支部長賞規程

平成 19 年 11 月 5 日制定

平成 22 年 4 月 15 日改正

- 第 1 条 日本材料学会関西支部は、日本材料学会関西支部ポスター支部長賞（英文名、JSMS Kansai Branch President Poster Award、以下本賞という）を設け、本規程によって授賞する。
- 第 2 条 本賞は、日本材料学会関西支部主催のシンポジウム等において、若手研究者によって発表されたポスターの中から優秀なものに対して授与する。
- 第 3 条 本賞は賞状とし副賞を設けることができる。
- 第 4 条 審査 シンポジウム参加者による投票結果を基に、シンポジウム担当常議員と庶務幹事が協議して受賞者を選定し、支部長に答申する。支部長は答申より授賞の可否を決定する。
- 第 5 条 表彰 授賞式は当該シンポジウムの期間中に行い、受賞者に賞状を贈る。
- 第 6 条 審査結果 審査結果は当該シンポジウム担当常議員から関西支部常議員会に報告され、承認が得られた後に関西支部の公式記録として公表される。
- 第 7 条 本規定は常議員会の議を経て変更することができる。